

高梁市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

高梁市議会議員の議員報酬の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月25日提出

提出者	高梁市議会議員	小林重樹
賛成者	高梁市議会議員	宮田公人
〃	〃	森和之
〃	〃	前野洋行
〃	〃	長田伸彦

高梁市条例第 号

(令和8年 月 日制定)

高梁市議会議員の議員報酬の特例に関する条例

(議会議員の議員報酬の特例)

第1条 高梁市議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬の月額は、令和8年4月1日から令和10年10月23日までの間（以下「特例期間」という。）において、高梁市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年高梁市条例第34号）第1条の規定にかかわらず、同条に規定するそれぞれの報酬月額から、その100分の3に相当する額を減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを四捨五入した額）とする。

(期末手当の額の算出の基礎となる報酬月額)

第2条 特例期間における議員の期末手当基礎額となる議員報酬の月額は、前条の規定により定められた額とする。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提 案 理 由

社会経済情勢及び市の財政状況により、議会議員の議員報酬を減額する特例条例を制定するため。